

令和8年度事業計画

わが国の経済は、本年2月の内閣府の月例経済報告によると、「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。」とされ、「雇用情勢は、改善の動きがみられる。人手不足感が高い水準となっている。」とされています。

人口減少、少子高齢化が進展し、高齢者のより一層の活躍が期待される中、シルバー人材センターは、地域の高齢者が就業を通じて地域社会に貢献するとともに、自らの生きがい、健康増進、仲間づくりなど高齢期の豊かな生活を実現する場所として重要な役割を果たしています。私たちは、このようなシルバー人材センター事業が担っている様々な役割やセンターに入会することで得られる効果等を積極的に発信して、事業に対する理解を広めていく必要があります。

当センターにおいては、会員数については、ここ数年は横ばいの状況が続き、令和8年2月末現在212人です。契約実績については、令和7年度は前年度と比較して、契約件数が6.4%の増、契約金額が8.6%の増となっています。

上記のような状況を踏まえ、今後とも当センターの運営に当たっては、全国シルバー人材センター事業協会が策定した「新たな仲間づくり計画」や佐賀県シルバー人材センター連合会の中期計画を指針とし、令和8年度においても、県連合会から示される会員数の目標達成を目指して、会員数の持続的な拡大に向けて取り組みを推進することが必要となっています。喫緊の最重要課題である会員の確保に努めるとともに、シルバー事業の基幹となる剪定や草刈、農作業、施設管理の就業の確保に加え、シルバー派遣事業の拡大、働き方改革や人手不足分野や女性が活躍できる福祉・家事援助サービスなどの新たな就業機会の開拓などを念頭に置きながら就業機会の確保に努めてまいります。

また、会員の高齢化、就業中の傷害事故賠償事故の発生状況を踏まえ、安全就業の徹底に向けた取り組みを強化するとともに、会員の健康確保等について適切な対応を図ります。

令和6年11月に施行されたフリーランス法の趣旨を踏まえ、当センターでも令和7年4月から新しい契約方法へ移行しました。

大きな混乱もなく対応ができましたが、今後も引き続き契約や会計などの事務処理の対応、会員や発注者に対する周知や丁寧な説明などによりシルバー事業への理解を得るよう努力してまいります。

【基本方針】

当センターでは、このような情勢を念頭にシルバー事業の中心に「公益目的事業の推進」を置きながら、適正就業と安全就業、地域社会への貢献に取り組みます。

実施する事業は、次の事業です。

事業の区分	事業の内容
公益目的事業	高年齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業、及びその他の社会参加活動を推進する事業

【事業実施計画】

基本方針に基づき、次の事業を計画します。

公益目的事業

1. 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供

（実施概要）

（1）受託事業（請負・委任・包括的契約）

高年齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、地域社会の日常に密着した仕事を、家庭、民間事業者、官公庁等（発注者）から有償で引き受けます。

これを高年齢者に対して、その能力、希望等に応じて請負又は委任という形式により提供し、仕事の内容と実績に応じて報酬（配分金）を支払うもので、センターは発注者に対して、適切に仕事を完成させる義務、又は、「シルバー人材センター利用規約」等に基づき、発注者から有償で引き受けた仕事を完成させる義務を負う会員の選定等の業務を遂行する義務を負います。

就業機会の提供に当たっては、

- ・発注された仕事の情報と会員の希望、能力等を勘案した上で、適切な会員に就業機会を提供します。
- ・公平な就業機会の提供を原則とします。
- ・できるだけ多くの会員が就業機会を得られるよう、グループ就業やローテーション就業などを進め、仕事の分かち合いに配慮します。

（2）独自事業

地域から有償で仕事を受託するだけでなく、高年齢者の就業機会を広げるため、高年齢者が独自の創意と工夫により企画し、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を創出する事業を行います。

当センターでは、剪定枝葉をチップ化して発酵堆肥化したものを地域農家、家庭菜園の作り手などに販売する事業を行います。また薪にすることが可能な剪定枝葉については、作業所において薪にし、販売をします。これらの取り組みにより、剪定枝葉の再利用やごみの減量化に努め、環境に配慮した取り組みを推進します。

2. 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供

（実施概要）

高年齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、次の事業を行います。

（1）有料の職業紹介事業

臨時的・短期的又はその他の軽易な業務の求人を受け付け、これを希望する高年齢者に有料で紹介を行います。

なお、本事業は公益社団法人佐賀県シルバー人材センター連合会と本事業実

施に関する協定の締結を行い、事業実施事務所を設置し連合会との連携により行うものです。

(2) 労働者派遣事業（派遣）

臨時的・短期的又はその他の軽易な業務において、派遣労働を希望し、センターの派遣会員に登録した者が雇用契約を結び企業等からの派遣依頼を受け、当該会員を派遣する事業を行います。

企業等の人手不足分野・現役世代を支える分野で高年齢者に就業する機会を提供し、高年齢者の生活の安定、生きがいの向上、健康の維持・増進、人手不足の解消、地域社会の維持・発展等を推進します。

なお、本事業は、公益社団法人佐賀県シルバー人材センター連合会と連携し行うもので、適合する事業を実施します。

3. 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能を付与するための講習

(実施概要)

実際の就業に結び付けるため、また、就業分野の拡大につなげるため、就業意欲のある高年齢者に就業上必要な技能や知識を身に着ける講習を実施します。

4. 上記1～3の事業を推進するための諸活動、及びその他の社会参加活動を推進するための諸活動

(実施概要)

高年齢者の生きがいの充実と福祉の向上を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、上記1～3の事業を推進するための諸活動、及びその他の社会参加活動を推進するための諸活動を行います。

(1) 安全・適正就業の推進

会員が自らの健康の維持と安全の確保を図りながら、センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、安全意識の高揚と啓発活動を行います。

①安全・適正就業委員会

年1～2回程度、必要に応じて委員会を開催し、就業における安全確保のための方策を検討します。

②安全パトロール

年1～2回程度、事故率の高い剪定・除草作業の現場を安全・適正就業委員会が巡回し、安全に対する処置、身なり等の点検・注意喚起を行います。

③佐賀県安全就業大会

佐賀県シルバー人材センター連合会が開催する大会に役員や委員が参加し、他シルバーや民間企業の安全対策の最新状況を勉強します。

(2) 普及啓発事業

シルバー事業への信頼と理解が得られるよう、一般市民、事業所、官公庁に対し、事業の意義と基本的な理念及び仕組み等を周知するとともに、高年齢者自身の事業に対する意識啓発を行います。

①高年齢者の入会促進や就業機会の拡大を図るため、毎月発行の鹿島市役所「広報かしま」への周知記事掲載依頼とセンター「ホームページ」の更新

②PRチラシやCATVの告知放送などにより、事業の意義と基本的な理念や仕組み等を一般市民へ周知するとともに、会員の入会促進を図る

③センターによる事業PR

市や県連合会が主催するイベント等へ参加し、実演やPRチラシなどの配布によるシルバー事業の周知

④入会を希望する60歳以上の高年齢者にシルバーの基本理念や就業の仕組みなど詳細な入会説明の実施

⑤公共公園施設の樹木剪定、清掃や国道のごみ拾いなど社会奉仕活動の実施

⑥行政に対する要望活動

(3) 就業開拓提供事業

広く地域住民に対して、シルバー事業の趣旨、目的、仕組み等を周知し、地域に潜在する就業機会、受注の拡大を図るため、企業や官公庁を訪問し、人手不足分野や働き方改革などにより、新たに必要となる就業機会の開拓に取り組みます。

市役所や公共職業安定所などの官公庁、社会福祉協議会、商工会議所等の関係団体との連携により地域の情報を共有し、地域課題解決のための就業機会の掘り起こしを行います。

またデジタル技術の活用による業務運営基盤の強化、シルバー事業の効率的な運営に向けた取り組みにより、就業機会の提供の強化を図ります。

(4) 地域の高年齢者等を対象とした技能講習

高年齢者を中心に多様な労働力需要に応じていくため、連合会との連携により技能講習等を開催し、雇用、就業の支援を行います。

(5) 地域就業機会創出・拡大事業

地域においては、介護をはじめとする少子高齢化への対応、子育て支援や地域経済の活性化、空き家対策、環境問題等多くの課題を抱えています。このため、市役所及び関係団体などと連携し、地域ニーズに対応する高年齢者の就業機会の創出・拡大を図る事業を企画・実施します。